

官報

号外 昭和二十八年三月十一日

第十五回 参議院會議錄第三十三号

昭和二十八年三月十一日(水曜日)午前
十時三十一分開議

議事日程 第三十二号

昭和二十八年三月十一日

午前十時開議

第一 海上保安官に協力援助した

者の災害給付に関する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

第二 水先法の一部を改正する法

律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 麻薬取締法案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 大麻取締法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第五 生活保護法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付) (委員長報告)

第六 製造たばこの定価の決定又

は改定に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議

院送付) (委員長報告)

第七 アルコール専売事業特別会

計法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第八 製塩施設法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付) (委員長報告)

第九 製造施設法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付) (委員長報告)

第十 製造施設法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付) (委員長報告)

第十一 製造施設法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送

付) (委員長報告)

一昨九日内閣から左の議案を提出し
た。よつて議長は即日これを大蔵委員
会に付託した。

金管理法案

小額通貨の整理及び支払金の端数計

算に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これ

を委員会に付託した。

警察法の施行に伴う関係法令の整理

に関する法律案

地方行政委員会に付託

学校教育法等の一部を改正する法律

案

大日本育英会法の一部を改正する法

律案

文部委員会に付託

国の援助等を必要とする諸国者に関

する領事館の職務等に関する法律案

外務委員会に付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律

案

経済安定委員会に付託

外務省設置法の一部を改正する法律

案

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案

内閣委員会に付託

輸出取引法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議

案が送付された。よつて議長は即日こ

れを文部委員会に付託した。

教育委員会法及び教育公務員特例法

の一部を改正する法律の施行に伴う

関係法令の整理等に関する法律案

(田中久雄君外二百三名提出)

教育職員免許法の一部を改正する法

律案(辻原弘市君外二名提出)

同日委員から左の報告書を提出し

た。

生活保護法の一部を改正する法律案

可決報告書

アルコール専売事業特別会計法の一

部を改正する法律案可決報告書

製造施設法の一部を改正する法律案

可決報告書

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送し

た。

在日朝鮮人の強制送還に関する質問

主意書(兼岩傳一君提出)

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

消費生活協同組合資金の貸付に関す

る法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員

提出案を衆議院に送付した。

古物営業法の一部を改正する法律案

(小林英三君外八名提案)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再

保険事業について生じた損失を補

てんするための一般会計からする繰

入金に関する法律案

解散団体財産収入金特別会計法を廃

止する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布

を要した旨の通知書を受領した。

児童福祉法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律

漁船再保険特別会計における漁船再

保険事業について生じた損失を補

てんするための一般会計からする繰

入金に関する法律

解散団体財産収入金特別会計法を廃

止する法律

去る七日内閣総理大臣に左の者を政府

委員に任命することを承認した旨回答

した。

農林政務次官 篠田 弘作君

同日内閣総理大臣から、農林政務次官

篠田弘作君を第十五回国会政府委員に

任命した旨の通知を受領した。

一昨九日内閣総理大臣に左の者を政府

委員に任命することを承認した旨回答

した。

水産庁次長 岡井 正男君

同日内閣総理大臣から、水産庁次長岡

井正男君を第十五回国会政府委員に任

命した旨の通知を受領した。

昨十日内閣から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に

付託した。

証券投資信託法の一部を改正する法

律案

同日議員から左の議案を提出した。よ

つて議長は即日これを委員会に付託し

た。

港湾運送事業法の一部を改正する法

律案(鈴木恭一君外六名提案)

運輸委員会に付託

清掃法案(藤森實治君外二十五名提

議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを地方行政委員

会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これ

を委員会に付託した。

元南西諸島官公署職員の身分、恩給

等の特別措置に関する法律案

内閣委員会に付託

地方自治法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

社会保険審査官及び社会保険審査会

法案

厚生委員会に付託

航空業務に関する日本国とオランダ

王国との間の協定の締結について承

認を求めるの件

航空業務に関する日本国とデンマー

クとの間の協定の締結について承認

を求めるの件

航空業務に関する日本国とノールウ

エーとの間の協定の締結について承

認を求めるの件

昭和二十八年三月十一日 参議院會議錄第三十三号 議長報告

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件
外務委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。

麻薬取締法案可決報告書
大蔵省法案の一部を改正する法律案可決報告書
水先法の一部を改正する法律案修正議決報告書
海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案修正議決報告書

一昨九日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
大蔵省理財局長 吉田 信邦君
同日内閣総理大臣から、大蔵省理財局長 吉田 信邦君を第十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

同日内閣から地方財政平衡交付金法第七条の規定に基き、昭和二十八年地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案(衆議院提出)

日程第二、水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長小泉秀吉君。

審査報告書

海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十日

運輸委員長 小泉 秀吉

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

高田 寛 一松 政二

入交 太蔵 仁田 竹一

内村 清次 小酒井義男

前之園喜一郎 岡田 恒次

小野 哲 植竹 春彦

題名及び第一条中「協力援助した者」を「協力援助した者等」に改める。

第三条中「前条」を「前二条」に改める。

第四条第一号中「協力援助者」の下に「第三条に規定する場合において海難救助に従事した者を含む。以下同じ。」を加える。

第三条を第四条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(国の給付の特例)

第三条 海難の発生に際し、前条の場合を除き、海上保安官が当該海難の救助の職務を執行し、又はこれに協力援助を求めることが相当と認められる場合に、職務によらないで自ら当該救助に従事した者が、そのため災害を受けた場合には、国は、この法律の定めるところにより、給付を行うものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、海上保安官に対し、職務によらないで協力援助した者の災害について、国が療養その他の給付を行う責任を明らかにし、給付の種類、方法等について規定するものであつて適切な措置と認める。しかし本委員会は、海難事故発生の際海上保安官に協力する民間団体や沿岸の住民がこうむつた災害についても、公の補償を行うのを適當とする場合が少なくないの、かかる場合においても国が療養その他の給付を行い得るようにより所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

海上保安官に協力援助した者又は自発的に海難救助に従事した者の災害に対する国の補償制度を確立する利益がある。

三、費用

本法により国が給付を行うには国庫支出を必要とするが、事柄の性質上推算困難である。

海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年二月二十六日

参議院議長 大野 伴陸

参議院議長佐藤尚武殿

海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海上保安官に協力援助した者の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ)につき、国が療養その他の給付を行うことを目的とする。

(国の責任)

第二条 犯人の逮捕又は海難救助その他の天災事変の際人命若しくは財産の救助の職務を執行中の海上保安官がその職務執行上の必要により援助を求めた場合その他これに協力援助することが相当と認められる場合に、職務によらないで当該海上保安官の職務遂行に協力援助した者(以下「協力援助者」という。)が、そのため災害を受けた場合には、国は、この法律の定めるところにより、給付の責に任ずる。

(実施機関)

第三条 前条の規定に基き国が行う給付についての実施機関は、海上保安庁とする。

(給付の種類)

第四条 この法律により行う給付の種類は、左に掲げるものとする。

一 療養給付(協力援助者が負傷し又は疾病にかかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付)

二 障害給付(協力援助者が負傷し又は疾病にかかりなかつた場合においてなお存する身体障害に対する給付)

三 遺族給付(協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付)

四 葬祭給付(協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付)

五 打切給付(協力援助者が療養給付開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における給付)

2 前項に掲げる給付の外、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみがなない等時に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第五条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に關し必要な事項は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を參し、政令で定める。

(準用規定)

第六条 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第七條から第十三條までの規定は、この法律による給付について準用する。この場合において、同法第七條及び第八條中「国又は地方公共団体」とあるのは、「国」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

水先法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十八年三月十日

運輸委員長 高田 寛

代理理事 高田 寛

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

小泉 秀吉 入交 太蔵
小酒井義男 内村 清次
前之園喜一郎 仁田 竹一
岡田 信次 一松 政二
小野 哲 植竹 春彦

第三十条の改正規定を次のように改める。

第三十条中「水先」を「水先の業務」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、水先法施行後の実績に鑑み、水先を強制される船舶の範囲を縮小し、又一部の水先区の区域を港域法の改正等の理由により改めようとするものであつて、概ね適切な措置と認める。しかし本委員会は、運輸大臣が水先人に對し、帳簿その他の書類の提出を求め得る規定は、実効性に乏しく、且つ又かかる規定を設けることが水先人に對し不備の感を与え、水先業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、この規定を削除する必要があると認め、所要の修正をした。

二、事件の利害得失

船舶の運輸能率の増進と水先業務の円滑な遂行に資する利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

水先法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十八年三月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十八年三月十一日 参議院會議第三十三号 海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案外一件

水先法の一部を改正する法律案

水先法の一部を改正する法律案
水先法(昭和二十四年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

目次中、第六章 罰則(第三十九條、第四十二條)を「第六章 罰則(第三十九條、第四十一條)」に改める。

第十三条を次のように改める。

(強制水先)

第十三条 左に掲げる船舶(海上保安庁の船舶、日本国有鉄道の連絡船その他省令で定める船舶を除く)の船長は、水先区のうち政令で定める港又は水域において、その船舶を運航するときは、水先人を乗せなければならない。

但し、日本船舶又は日本船舶を所有することが出来る者が借入(期間より、船を除く)をした日本船舶以外の船舶の船長であつて、当該港又は当該水域において省令で定める一定回数以上航海に従事したと海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長の長をいう)が認めるもの(海運局長の認定後二年を経過しない者に限る)が、その船舶を運航する場合は、この限りでない。

一 日本船舶でない総トン数三百トン以上の船舶
二 日本国の港と外国の港との間における航海に従事する総トン数三百トン以上の日本船舶
三 前号に掲げるものの外、総トン数千トン以上の日本船舶
第十四条第一項但書及び第十五条但書を削る。

第三十条中「水先」を「水先の業務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、水先の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、組合又は

水先人に對し、帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

別表中留萌水先区の項を次のように改める。

留萌水先区

北海道留萌港から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表中新潟水先区の項を次のように改める。

新潟水先区

新潟県新潟港防波堤燈台(北緯三十七度五十七分二十一秒東經百三十九度四十分十九秒)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び樺瀨川万代橋下流の河川水面

別表中佐世保水先区の項を次のように改める。

佐世保水先区

長崎県白瀬燈台から七郎塔及び番所鼻に引いた線、朽木崎から猪首ノ鼻に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の第十三条但書の規定によつてした海技免状の裏書は、この法律の施行後は、改正後の第十三条但書の規定によつてした海運局長の認定とみなす。

3 運輸省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「第九項中第十三条の改正規定」を削り、同項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附則第九項中水先法第十三条の改正規定を削る。

水先人に對し、帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

別表中留萌水先区の項を次のように改める。

留萌水先区

北海道留萌港から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から六十度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表中新潟水先区の項を次のように改める。

新潟水先区

新潟県新潟港防波堤燈台(北緯三十七度五十七分二十一秒東經百三十九度四十分十九秒)を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び樺瀨川万代橋下流の河川水面

別表中佐世保水先区の項を次のように改める。

佐世保水先区

長崎県白瀬燈台から七郎塔及び番所鼻に引いた線、朽木崎から猪首ノ鼻に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面

附則

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

「小泉秀吉君登壇、拍手」

○小泉秀吉君 只今議題となりました海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案及び水先法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案につきまして申し上げます。

この法案の要点を申し上げますと、第一は、海上保安官に協力援助した者の災害については、国が給付の責に任ずることを明らかにしてあることであり、第二は、給付の種類は、療養給

付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、打切給付及び休業給付として、その額、金額、支給方法等については、国家公務員災害補償法の規定を参照して政令で定めることにしております。第三は、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律のうち、給付の免責、求償権、時効、非課税等に関する所要の規定を準用していることであります。

運輸委員会における質疑の主なものを申し上げますと、その一つは、「海上保安官に協力援助した者がこうむる身体上の災害についてののみ国が給付を行うことを規定してあるが、船舶の損傷や船舶用燃料その他の資材の消費のごとき物的損害については補償の規定を欠いているのは不備ではないか」という質疑であります。第二は、「海上保安官に協力援助する」という形でなしに、自発的に民間団体や沿岸住民が救助を行つた場合にこうむる災害については、補償の規定がないか」との質疑であります。第三は、「戦前においては、国家より助成を受け、海難救助に多大の貢献をした日本水難救済会は、現在諸種の事情で経済的にも事業的にも苦境にあるようだが、政府はこれをどうして行くつもりか」との質疑でありました。第一及び第二の質疑に對しまして、提案者たる閣下衆議院議員は、「それらの点は政府においても尤もと認め、立法の準備を進めている趣きなので、それに譲ることとした」との答弁でございます。又、第三の質疑に對して政府委員より、「海難救助を強力に実施するためには海上保安官の施設を更に強化する必要があるが、それと

昭和二十八年三月十一日 参議院會議録第三十三号 麻薬取締法案外二件

相並んで、津々浦々においては民間による海難救助組織の活動が必要と認められるから、何らかの助成をするように検討中である」との答弁がありました。

討論に入りまして、一松政二委員より、「この法案は海上保安官に協力援助した者の災害について国が給付の責に任ずることを規定しているのがあるが、海上保安官は警察官と違つて沿岸各地に配置されていなくて、海上保安官に協力する形でなしに、犠牲的精神に燃えて自主的に海難救助に従事する事例が少なくないのであるが、この場合において災害を受けた場合も、原案と同様の趣旨により国が給付を行うものとする必要がある」との理由を以て、修正案が提出されました。委員

会におきましては、慎重審議の結果、原案はこの修正案通り修正し可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました。

次は水先法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案の要点の第一は、強制水先区において水先人を乗込せなければならぬ船舶の範囲を縮小することにあります。即ち、現行法におきましては、外国船舶につきましては、そのすべてが、又、日本船舶につきましては、外国航路從事船舶即ち外航船舶は全部、国内の港相互間を航行する船舶即ち内航船舶は総トン数五百トン以上のものが水先を強制されていたのでありますが、本法施行後の実情に鑑みまして、外国船舶と外航船舶につきましては総トン数三百トン未満のものを、又、内航船舶につきましては総トン数千トン未満のものに強制水先の対象船舶より除外

しようというのであります。第二は水先業務の監督上、水先人組合又は水先人より帳簿その他の書類の提出を求める権限を運輸大臣に与えることとあります。第三は、一部の水先区の区域を港域法の改正などの理由によりまして改正しようということとあります。

委員会におきましては熱心なる質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲ることといたしまして、主たる質疑につきまして申し上げます。第一は、「強制水先区においては、日本船舶でも外航船舶の場合には三百トン以上、内航船舶の場合には千トン以上のものが水先を強制されるのを原則としておろが、航路を異にするものによつてこのように區別するのはどういふ理由であるか。航行の安全を確保するためには、むしろ船長の当該水先区における航行の実態によつて水先の強制を免除する規定を動かすべきではなからうか」との質疑でありまして、政府委員は、「内航船舶については強制水先の対象より除外せよとの強い要望があつたが、一方、諸外国における水先制度を研究の結果、国内船と外国船との間に著しい差別を設けることは面白くない面も考えられましたので、これらの事情を考慮して、日本船舶でも外航船舶は外国船舶と同様に三百トン以上を、又内航船舶は千トン以上を強制水先の対象とした」との答弁がございます。

第二は、「運輸大臣が水先人に對し帳簿その他の書類の提出を求め得る」との規定を新設しようとするのは如何なる理由によるか」との質疑に對し、政府委員は、「適正な水先料の設定、水先サービスの向上等の措置を講ずるためには、信用し得る資料を確保

する必要があるもので、特別な必要がある場合には水先人より帳簿その他の書類の提出を求め得ることとした」との答弁でありました。

討論に入りまして、一委員より、「運輸大臣が水先人に對して帳簿その他の書類の提出を求め得ることとするこの監督規定は、運用上、その実効性を確保することは疑わしい。水先の監督については、例えば水先協会の強化とか水先料金の建て方の改革等について、新しい構想による有効適切な一連の監督方法を考えるべきであり、その際にかかる規定の要否を慎重に考慮すべきものと思ふ。このような帳簿書類の提出を求め得る規定を今突如として作つても、實際の効果も挙げられず、なお且つ水先人に對し不信の感を与えて、水先業務の円滑なる遂行上面白くない影響を与えることが懸念されるので、この規定を削除する必要がある」との理由を以て、修正案が提出されました。委員会におきましては、慎重審議の結果、本案はこの修正案の通り修正の上可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、両案の採決をいたします。先ず海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案全部を問題に供します。委員長長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に水先法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、麻薬取締法案、

日程第四、大麻取締法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)

日程第五、生活保護法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長藤森貞治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右 麻薬取締法案

昭和三十八年三月三日 内閣総理大臣 吉田 茂

第四章 取扱(第三十条—第三十六条)

第五章 業務に関する記録及び届出(第三十七條—第五十条)

第六章 監督(第五十一条—第五十八條)

第七章 雑則(第五十九條—第六十三條)

第八章 罰則(第六十四條—第七十五條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、麻薬が医療及び學術研究以外の用途に使用されることによつて生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表に掲げる物をいう。

二 家庭麻薬 別表第二十四号但書に規定する物をいう。

三 麻薬取扱者 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者をいう。

四 麻薬営業業者 麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。

五 麻薬輸入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することを業とする者をいう。

昭和二十八年三月十一日 参議院會議録第三十三号 麻薬取締法案外二件

- 六 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することを業とする者をいう。
- 七 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製造すること（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的变化を加えて他の麻薬にすることを含む。以下同じ。）を業とする者をいう。
- 八 麻薬製剤業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的变化を加えないで他の麻薬にすることをいふ。但し、調剤を除く。以下同じ。）、又は麻薬を小分けすること（他人から譲り受けた麻薬を分割して容器に収めることをいふ。以下同じ。）を業とする者をいう。
- 九 家庭麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することを業とする者をいう。
- 十 麻薬元卸業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬卸業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十一 麻薬卸業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十二 麻薬小売業者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せんにより調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- 十三 麻薬施用者 都道府県知事

- の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。
- 十四 麻薬管理者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。
- 十五 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを業とする者をいう。
- 十六 業務所 麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五條第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。）、家畜診療施設（往診のみによつて家畜の診療に従事する獣医師の住所を含む。以下同じ。）及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。
- 十七 麻薬診療施設 麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をいう。
- 十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。

第二章 免許

- （免許）
- 第三條 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸業者の免許は、厚生大臣が、麻薬卸業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は、都道府県知事が、それぞれ業務所ごとに行ふ。
- 2 左に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。
- 一 麻薬輸入業者の免許については、薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の規定により医薬品の輸入販賣業の登録を受けている者
- 二 麻薬輸出業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業又は販賣業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか又は薬剤師を使用しているもの
- 三 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者の免許については、薬事法の規定により医薬品の製造業の登録を受けている者
- 四 麻薬元卸業者又は麻薬卸業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けている者又は同法の規定により医薬品の販賣業の登録を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの
- 五 麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局の登録を受けている者

- 六 麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師は、医師、歯科医師又は獣医師は、麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師
- 八 麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者
- 3 左の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。
- 一 第五十一條第一項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
- 二 この法律若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二條第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者
- 三 禁治監者
- 四 精神病患者又は麻薬若しくは大麻の中毒者
- 五 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- 4 都道府県知事は、麻薬卸業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を行つたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

- （免許証）
- 第四條 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により麻薬取扱者の免許を行つたときは、当該麻薬取扱者に対して免許証を交付しなければならない。
- 2 免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- （免許の有効期間）
- 第五條 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。
- （免許の失効）
- 第六條 麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満了したとき、及び第五十一條第一項の規定により取り消されたときのほか、左の各号の一に該当するときは、その効力を失ふ。
- 一 一次条第一項の届出があつたとき
- 二 当該麻薬取扱者が第三條第二項各号の資格を欠くに至つたとき
- （業務廃止等の届出）
- 第七條 麻薬取扱者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、麻薬取扱者が第三條第二項各号の資格を欠くに至つた場合に準用する。

3 麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の死亡又は解散の場合にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前三項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(免許証の返納)
第八条 麻薬取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第五十一條第一項の規定により免許を取り消されたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

(免許証の記載事項の変更)
第九条 麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の届出があつたときは、すみやかに免許証を書き替へて当該麻薬取扱者に交付しなければならない。

(免許証の再交付)
第十条 麻薬取扱者は、免許証を失ひ、又は失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、失した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

2 麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

(手数料)

第十一条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許を申請する者 二千円

二 麻薬卸売業者の免許を申請する者 千五百円

三 麻薬小売業者、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許を申請する者 二百円

四 麻薬研究者の免許を申請する者 百円

五 免許証の再交付を申請する者 百円

2 前項第一号の手数料及び第五号中麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許証の再交付を申請する者の納める手数料は、国庫の収入とし、その他の手数料は、都道府県の収入とする。

第三章 禁止及び制限

(禁止行為)

第十二条 ジャセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいづれかを含有する麻薬は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。但し、麻薬研究施設の設置者が厚生大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

し、製剤し、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

(輸入)

第十三条 麻薬輸入業者でなければ、麻薬(前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)を輸入してはならない。

(輸入の許可)

第十四条 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一 輸入しようとする麻薬の品名及び数量

二 輸出者の氏名又は名称及び住所

三 輸入の期間

四 輸送の方法

五 輸入港名

3 第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生大臣は、国内における当該麻薬の需要量及び保有量を考慮して適当でないと認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。

5 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項に掲げる事項を記載した輸入許可書及び輸入許可証明書を交付する。

6 厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸入許可書及び輸入許可証明書を添えて交付する。

(輸出許可証明書の提出)

第十五条 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可証明書を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可証明書を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

(輸入許可書の返納)

第十六条 麻薬輸入業者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

(輸出)

第十七条 麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸出してはならない。

(輸出の許可)

第十八条 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

一 輸出しようとする麻薬の品名及び数量

二 輸入者の氏名又は名称及び住所

三 輸出の期間

四 輸送の方法

五 輸出港名

3 第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項各号に掲げる事項を記載した輸出許可書及び輸出許可証明書を交付する。

5 厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸出許可書及び輸出許可証明書を書き替えて交付する。

6 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出するときは、麻薬に輸出許可証明書を添えて送らなければならない。

(輸出許可書及び輸出許可証明書の返納)
第十九条 麻薬輸出業者は、許可を受けた輸出の期間内に麻薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸出許可書及び輸出許可証明書を厚生大臣に返納しなければならない。

(製造)
第二十条 麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

2 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者でなければ、家庭麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

(製造の許可)
第二十一条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者若しくは家庭麻薬製造業者は、麻薬又は家庭麻薬を製造しようとするときは、一月から三月

まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間(以下「四半期」という。)ごとに、製造しようとする麻薬又は家庭麻薬の品名及び数量並びに製造のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 第十四条第四項の規定は、前項の許可について準用する。

3 厚生大臣は、第一項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、製造された麻薬を収めるべき容器の容量を指示することができる。

(製剤)
第二十二条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製剤する場合は、この限りでない。

(製剤及び小分けの許可)
第二十三条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、麻薬を製剤し、又は小分けしようとするときは、四半期ごとに、製剤し、又は小分けしようとする麻薬の品名及び数量並びに製剤のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(譲渡)
第二十四条 麻薬営業業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬診療施設の開設者が、施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者がコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

3 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者及び麻薬研究者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者がコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

6 家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはならない。

7 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬卸売業者は、当該免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究者の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬小売業者は、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」という。)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前九項の規定は、厚生大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

(麻薬小売業者の譲渡)
第二十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

(譲受)
第二十六条 麻薬営業業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究者の設置者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受ける場合

二 麻薬処方せんの交付を受けた者が、その処方せんにより調剤された麻薬を麻薬小売業者から譲り受ける場合

2 麻薬営業業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究者の設置者は、第二十四条の規定により禁止される麻薬の譲渡の相手方となつてはならない。

(施用、施用のための交付及び麻薬処方せん)
第二十七条 麻薬施用業者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 麻薬研究者が、研究のため施用する場合
二 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻

薬を施用する場合
三 麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

2 麻薬施用業者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

3 麻薬施用業者は、前項の規定にかかわらず、麻薬の中毒者の中毒症状を緩和するため、その他その中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

4 麻薬施用業者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者があつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

(所持)
第二十八条 麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究者の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。但し、麻薬施用業者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合は、この限りでない。

2 家庭麻薬製造業者は、コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類以外の麻薬を所持してはならない。

(麻薬)

第二十九条 麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第四章 取扱

(証紙による封かん)

第三十条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、厚生省令の定めるところにより、麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2 麻薬業者(麻薬小売業者を除く)は、前項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

3 麻薬施用者又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。

4 前三項の規定は、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

(容器及び被包の記載)

第三十一条 麻薬業者(麻薬小売業者を除く)は、その容器及び容器の直接の被包に「罂」の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を

譲り渡す場合は、この限りでない。

一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日

二 成分たる麻薬の品名及び分量又は含量

三 その他厚生省令で定める事項(譲受証及び譲渡証)

第三十二条 麻薬業者(麻薬小売業者を除く)は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えてなければ、麻薬を交付してはならず、且つ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。

但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、交付を受けた日から二年間、これを保存しなければならない。

(麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理)

第三十三条 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

2 麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この章及び次章において同じ)又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻

薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

3 麻薬施用者は、前項の規定により麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

第三十四条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その業務所内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く)と区別し、かきかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

(事故の届出)

第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に届出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(免許が失効した場合等の措置)

第三十六条 麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者は、前項の規定による届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

3 麻薬業者の免許が効力を失ひ、又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設でなくなつたとき(麻薬業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬業者となつたとをきを除く)は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者は、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない者は、これら

の者が届出事由の生じた日から五十日以内に、同項の麻薬を麻薬業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者(同項の麻薬が第二十一条第一項に規定する麻薬である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る)に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第十二条第二項、第二十四条第一項及び第二十六条第二項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同期間に限り、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定を適用しない。

3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から十五日以内に、第一項に規定する区分に従ひ、厚生大臣又は都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年

月並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

4 第一項及び前項の規定は、麻薬業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の麻薬の所持について、準用する。

5 都道府県知事は、第三項(前項において準用する場合を含む)の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

第五章 業務に関する記録及び届出

(帳簿)

第三十七条 麻薬業者(麻薬小売業者を除く)は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 輸入若しくは輸出又は譲渡若しくは譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬業者(麻薬小売業者を除く)は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第三十八条 麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 譲り渡した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

四 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

第三十九条 麻薬業者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬(施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日

三 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれ

らの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日

四 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬業者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。

3 麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

第四十条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 製造し、製剤し、又は研究のために使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

(施用に関する記録)

第四十一条 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十四条若しくは

は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十三条に規定する診療録又は獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第二十条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

(麻薬輸入業者の届出)

第四十二条 麻薬輸入業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器一個あたりの麻薬の量(以下「容器の容量」という。及びその容器の数)

二 その期間中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに輸入の年月日

三 その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

(麻薬輸出業者の届出)

第四十三条 麻薬輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その期間中に輸出した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに輸出の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

(麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者の届出)

第四十四条 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その期間中に麻薬の製造若しくは製剤又は家庭麻薬の製造のために使用した麻薬の品名及び数量

三 その期間中に製造し、製剤し、若しくは小分けした麻薬又は製造した家庭麻薬の品名及び数量並びに製造し、製剤し、又は小分けした麻薬の容器の容量及び数量

四 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡又は譲受の年月日

五 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

六 その他厚生省令で定める事項

(麻薬元卸業者の届出)

第四十五条 麻薬元卸業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量

二 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数量並びに譲渡又は譲受の年月日

三 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数量並びに譲渡の年月日

(麻薬卸業者の届出)

第四十六条 麻薬卸業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、前条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その期間の満了後五十日以内に、厚生大臣に報告しなければならない。

(麻薬小売業者の届出)

第四十七条 麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬管理者の届出)

第四十八条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年

の十月十五日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

(麻薬研究者の届出)

第四十九条 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に管理した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬中毒患者に関する届出)

第五十条 医師は、診察の結果受診者が麻薬に中毒していると診断したときは、すみやかにその中毒患者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒している麻薬の名称を、その中毒患者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

第六章 監督

(免許の取消等)

第五十一条 厚生大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反したとき、又は第三十三条第二号から第五号までの各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく厚生大臣若しくは都道府県知事の処分違反したとき、又は第三十三条第二号から第五号までの各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(職関)

第五十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、あらかじめ、当該麻薬取扱者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該麻薬取扱者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該麻薬取扱者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬取扱者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第一項の規定による処分を行うことができる。

(報告の徴収等)

第五十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬の取締上必要があると認めるときは、麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は麻薬取扱者若しくは麻薬取締員その他の吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県に同じて百名以内の麻薬取締員を置く。

2 麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。

3 麻薬取締官及び麻薬取締員の資格については必要な事項は、政令で定める。

4 麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の

主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協働して命ずる。

5 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律若しくは大麻取締法に違反する罪、刑法第二編第十四章に定める罪又は、麻薬中毒により犯された罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

6 前項の規定による司法警察員とその他の司法警察職員とは、その職務を行うにつき互に協力しなければならない。

7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帯することができる。

8 麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七條の規定を準用する。

(麻薬取締官の職務執行の場所)

第五十五条 麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる地区麻薬取締官事務所に属し、当該地区麻薬取締官事務所の管轄区域内において、その職務を行う。

2 麻薬取締官は、捜査のため必要があるときは、その属する地区麻薬取締官事務所の管轄区域外においても、その職務を行うことができる。

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、厚生大臣に對し、特定の事件につき、当該都道府県の区域を管轄する地区麻薬取締官事務所に属する麻薬取締官の協力を申請することができる。この場合においては、厚生大臣は、適当と認めるときは、当該麻薬取締官を協力させるものとする。

(麻薬取締員と都道府県の区域)

第五十七条 麻薬取締員は、前条に規定する場合のほか、捜査のため必要がある場合において、厚生大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、この職務を行うことができる。

(麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受)

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第七章 雑則

(都道府県の支弁及び国庫の負担)

第五十九条 都道府県は、この法律に基づき都道府県知事が行う免許その他麻薬取締に要する費用を支弁しなければならない。

2 麻薬取締員に要する費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

3 第五十六条第一項の規定により、麻薬取締員が当該都道府県の区域外において職務を行つたときは、これに直接要した費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

(国庫に帰属した麻薬の処分)

第六十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した麻薬について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることが出来る。

(証紙の代価)

第六十一条 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、第三十条第一項に規定する証紙の交付を申請するときは、実費の範囲内において厚生省令で定める額の代価を国庫に納めなければならない。

(同一人が二以上の免許を有する場合の取扱)

第六十二条 同一人が二以上の麻薬取扱者の免許を有する場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、免許ごとに、それぞれ別個の麻薬取扱者とみなす。

(実施命令)

第六十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第六十四条 第十二条第一項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第十二条第二項、第十三条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条第一項から第九項まで、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで又は第二十八條の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前二項の場合において、刑法に正条があるときは、同法による。

第六十六条 営利の目的で前二条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第六十七条 常習として第六十四条又は第六十五条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第六十八条 前四条の場合において、犯人が所有し、又は所持する麻薬は、没収する。但し、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第六十九条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法に正条がある場合には、同法による。

して、許可を受けないで麻薬を輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出した者

三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造した者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで、麻薬を製剤し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した者

六 第五十一条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第七十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項の規定に違反した者

二 第二十七条第四項の規定による処方せんの記載にあたり、虚偽の記載をした者

三 第二十九条の規定による許可を受けないで麻薬を譲渡した者

八 第三十二条第二項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者

九 第三十五条第一項又は第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む)の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者

十 第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

十一 第三十七条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第三項又は第四十条第三項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者

十二 第四十一条の規定による診療録又は診療簿の記載にあたり、虚偽の記載をした者

十三 麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者

第七十一条 第三十五条第一項、第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十九条第一項又は第五十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 左の各号の一に該当する者は、五十萬圓以下の罰金に処する。

一 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十三条 第七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項、第十五条又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一萬圓以下の罰金に処する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七條第二項又は第六十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第七十五条 第八条又は第十条の規定に違反した者は、一萬圓以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 麻薬取締法(昭和二十三年法律第百二十三号。以下「旧法」という)は、廃止する。

3 旧法に基いて厚生大臣のした免

昭和二十八年三月十一日 参議院會議録第三十三号 麻薬取締法案外二件

- 許、許可その他の行為で、この法律に各相当する規定のあるものは、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。
- 4 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。
- 5 旧法第二十九条第一項の規定に基き発行された証紙及び同条同項の規定により施行された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基き発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。
- 6 旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により交付されたものとみなす。
- 7 この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬施用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。
- 8 前項の開設者が自ら麻薬管理者となり、又は麻薬管理者一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬施用者は、当該施設において自己が施用し、又は施用のため交付する麻薬をそれぞれ管理しなければならず、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。
- 9 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下
- の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 10 この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。
- 11 この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬施用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬診療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。
- 12 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 13 麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。
- 14 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 15 第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。
- 16 この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 17 この法律の施行の際、現に旧法

- 第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締官となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。
- 18 国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際現にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができ、この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。
- 19 昭和二十八年年度に限り、第十一条第一項の規定により納められる手数料は、同条第二項の規定にかかわらず、全部国庫の収入とし、また、国庫は、第五十九条第二項及び第三項並びにこの法律による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行ふ免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。
- 20 薬事法の一部（改正）
（薬事法の一部改正）
第四十一条第六号中、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片」を削る。

- （厚生省設置法の一部改正）
21 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五十四条十九号を次のように改める。
四十九 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者の免許を行ひ、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ずること。
（地方財政法の一部改正）
22 地方財政法の一部を次のように改正する。
第十条中第六号の次に次の一号を加える。
六の二 麻薬取締官に要する経費
- 別表
一 阿片及びコカ葉
二 モルヒネ及びその塩類
三 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
四 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類
五 ジヒドロモルヒネ、ジヒドロモルヒノン、メチルジヒドロモルヒノン、ジヒドロデスオキシモルヒネ、エヌアリアルノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロコデイノン、ジヒドロヒドロキシコデイノン、テバイン及びこれらのエステル
六 前号に掲げる物の塩類
七 モルヒネ・エヌアリアルノルその他の五個窒素モルヒネ及びその誘導体

- 八 エタゴニン及びその塩類
九 コカインその他エタゴニンのエステル及びその塩類
十 一―メチル―四―フェニル―ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十一 四―（三―ヒドロキシ―フェニル）―一―メチル―四―ピペリジル―エチルケント及びその塩類
十二 一―メチル―四―（三―ヒドロキシ―フェニル）―ピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十三 アルファ―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオン酸シビペリジン及びその塩類
十四 ベーター―一―三―ジメチル―四―フェニル―四―プロピオン酸シビペリジン及びその塩類
十五 四―四―ジフェニル―六―メチル―六―ジメチルアミノヘキサノール―三及びその塩類
十六 四―四―ジフェニル―五―メチル―六―ジメチルアミノヘキサノール―三及びその塩類
十七 四―四―ジフェニル―六―メチル―六―ジメチルアミノヘキサノール―三及びその塩類
十八 四―四―ジフェニル―六―ジメチルアミノ―三―アセトキシヘプタン及びその塩類
十九 四―四―ジフェニル―六―メチル―六―ジメチルアミノヘキサノール―三及びその塩類
二十 ベーター―一―メチル―三―エチル―四―フェニル―四―プロ

ロビオンオキシビペリジン及びその塩類

二十一 三ヒドロオキシエヌメチルモルヒナン及びその塩類

二十二 三メトオキシエヌメチルモルヒナン及びその塩類

二十三 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、且つ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

二十四 前各号に掲げる物のいづれかを含有する物。但し、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号に掲げる物を含有しない物を除く。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

大麻取締法の一部を改正する法律

案

右

国会に提出する。

昭和二十八年三月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大麻取締法の一部を改正する法律

案

大臣を「都道府県知事」に改める。

第四条に次の但書を加える。

但し、大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合は、この限りでない。

第五条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第七条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条中「国庫」を「都道府県」に改める。

第十条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

6 大麻取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

第十一一条中第一項を削り、第二項中「国庫」を「都道府県」に改め、同項の項番号を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 罰則

第十四条中「種子以外の大麻」を「大麻」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十七条及び第十八条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 罰則

第二十条を次のように改める。

第二十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について、大蔵大臣及び農林大臣と協議して必要な処分をすることができ

る。

第二十一条第一項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第一項及び第二項中「当該官吏」を「麻薬取締官又は麻薬取締員その他の官吏」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 都道府県は、この法律に基づき都道府県知事が行う免許その他の大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十五条第一項第一号中「又は第十二条第二項」を削り、同条同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十六条第二号中「第十条第四項の下に」又は第七項を加え、同条中第三号を削り、第四号中「第二十条第一項の規定による処分又は」を削り、「立入検査若しくは収去」を「立入、検査又は収去」に改め、同号を第三号とする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基いて都道府県知事のしたものとみなす。

3 この法律による改正前の規定に基いて交付された大麻取扱者の免許証は、改正後の規定に基いて交付されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした違反行為（大麻の種子及びその製品に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十八年年度に限り、この法律による改正後の第九条又は第十条の規定により定められる手数料は、これらの規定にかかわらず、国庫の収入とし、また、国庫は、麻薬取締法（昭和二十八年法律第百九号）附則第二十二項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十條第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律による改正後の規定に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

生活保護法の一部を改正する法律

案

右

国会に提出する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤 尚武殿

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤 尚武殿

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

生活保護法の一部を改正する法律

案

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第三項」を「生活保護法第五十三條第四項又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第三項」に、「支払事務」を「支払に関する事務」に、同条第三項中「各保険者（前項の場合においては、厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長）」を「保険者、都道府県、市若しくは社会福祉事業法（昭和二十六

年法律第百九号）の施行期日以前に

設置する町村は、指定医療機関に

対する診療報酬の支払に関する事

務を、社会保険診療報酬支払基金

又は厚生省令で定める者に委託す

ることができ

る。

4 都道府県、市及び福祉事務所を

設置する町村は、指定医療機関に

対する診療報酬の支払に関する事

務を、社会保険診療報酬支払基金

又は厚生省令で定める者に委託す

ることができ

る。

5 第五十三条の見出しを「（医療費の

審査及び支払）に改め、同条に次の

一項を加える。

都道府県、市及び福祉事務所を

設置する町村は、指定医療機関に

対する診療報酬の支払に関する事

務を、社会保険診療報酬支払基金

又は厚生省令で定める者に委託す

ることができ

る。

6 第五十三条の見出しを「（医療費の

審査及び支払）に改め、同条に次の

一項を加える。

都道府県、市及び福祉事務所を

設置する町村は、指定医療機関に

対する診療報酬の支払に関する事

務を、社会保険診療報酬支払基金

又は厚生省令で定める者に委託す

ることができ

る。

年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村又は厚生大臣若しくは都道府県知事に改める。

〔藤森眞治君登壇、拍手〕

○藤森眞治君 只今議題となりました麻薬取締法案は二法案につきましても、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず麻薬取締法案について申し上げます。

現行麻薬取締法は昭和二十三年に制定されたものでありまして、麻薬による保健衛生上の危害を防止することが社会的に人道的に極めて重要でありまして、終戦以来、特に厳格に行われて参つたのであります。併しながら、当時の社会情勢と現在とは、かなりの相違があるのであります。即ち、取締の面におきまして申しますならば、麻薬取締の趣旨が周知徹底いたしましたに伴つて、麻薬取締者の違反行為は逐年減少して参つておるのであります。この半面には、組織的な輸入とか不正取引など、無類な事犯が特に顕著に現われて参つておるのであります。従いまして、この際、このような実態に即応した効果的な取締を強化することが必要でありまして、このことから、現行の法律を廃止いたしまして、新たに麻薬法を制定しようとするものであります。

次に、その内容について要点を申し上げますと、第一点は、麻薬取締者として新たに麻薬輸出業者を設けて、厚生大臣の許可を受けて麻薬を輸出する途を閉くと共に、現行の家庭麻薬を麻薬の範囲から除外いたしまして広く國民

医療に供し得られるようにするため、麻薬取締者の種類を整理調整したことであります。第二点は、現在、麻薬の取締に関する事務はすべて国が直接行なつておるのであります。が、実情に副わない点もあることから、今回、麻薬取締者の免許その他取締に関する事務の一部を都道府県知事に委任いたしまして、都道府県には麻薬取締員を置きまして、国の麻薬取締官と互いに密接な連絡を保ちながら、実情に即し、且つ効果的な取締を行なうとするものであります。第三点は、現行制度におきましては、帳簿の記載、報告の提出等、麻薬取締者に対して繁雑な手続を要求しておるのであります。これらの事務を最小限度に軽減いたしまして、医療及び半術研究のために使用する麻薬の入手を容易にすると共に、これらの用途につきましては成るべく広範囲の使用を認めまして、國民医療及び半術研究の万全を期したことであります。その他取締に関する規定の整備を図りまして、それによつての改正を行なつておるのであります。

以上は、政府がこの法律案を提出いたしました理由の概要と、その内容であります。

次に大麻取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

大麻の取締は大麻取締法の定めるところによつて行なつておるのであります。が、最近の事情は法律制定の昭和二十三年当時とは、かなり相違いたしました。現在の実情に即しておきますので、現在の事情に即してこの取締を緩和しようとするものであります。即ち、大麻草の種子は、従来、大麻として取締の対象となつておるのであります。が、これを取締の範

囲から除外いたしまして、大麻の醸造し、譲受け手続に関する制度を廃止することが改正の第一点であります。又、従来、大麻取締者の免許その他大麻取締に関する事務はすべて国が行なつておるのであります。が、これを都道府県知事に委任することが改正の第二点であります。その他は、取締緩和のため、それらの規定を整理いたしまして、所要の改正を行なうとした点であります。

以上は、政府がこの法律案を提出しました理由の概要と、その内容であります。

厚生委員会におきましては、三月五日から両案を一括して慎重審議いたしましたのであります。十日の委員会では、質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。採決の結果、全会一致を以て以上二法案は原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に生活保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、生活保護法による医療扶助におきましては、被保護者の医療を担当しておられます指定医療機関に對しまして、都道府県、市及び福祉事務所を設ける町村が、直接その診療報酬を支払つておるのであります。が、このために、医療機関は、生活保護法による医療扶助の診療報酬を、社会保険及び結核予防法による診療報酬とは別個の窓口から支払われておるといふ煩瑣を免れない実情であります。この生活保護法による医療扶助の診療報酬の支払に関する事務を、社会保険及び結核予防法による診療報酬の支払の場合と同じく、社会保険診療報酬支払基金等に委託することによつて、指定医療

機関に対する診療報酬支払の一元化と迅速化を図り、併せて、福祉事務所に於いてこの支払に関する事務に当てられていた事務能力を保護の実施の事務に振り向けまして、これによつて一層生活保護法による保護の実施の適正を期するため、本改正法律案が提出されたのであります。

今回改正せんとする要点は二つありまして、第一は、生活保護法第五十三条に一項を加へ、「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に對する診療報酬の支払に関する事務を、結核予防法における場合と同様に、社会保険診療報酬支払基金又はこれと同様な支払機関で、厚生省令で定める者に委託することができ」とこととしたのであります。第二は、これに伴ひまして社会保険診療報酬支払基金法第十三条の一部を改正しまして、「この支払に関する事務の委託を受けたときは、基金はその業務としてこれを行うことができる」とこととしたのであります。

以上が本改正案の提案理由並びに改正の骨子であります。厚生委員会におきましては、政府当局より詳細な説明を聴取いたしまして、慎重審議いたしました。種々熱心な質疑応答が交わされたのであります。が、その詳細は速記録に譲ることといたします。かくて質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○藤森眞治君 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず麻薬取締法案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤森眞治君 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次に、大麻取締法案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤森眞治君 次は、生活保護法の一部を改正する法律案、以上三案全部を議題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤森眞治君 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

〔賛成者起立〕

○藤森眞治君 日程第六、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案、日程第八、製造施設法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○藤森眞治君 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴睦
参議院議長 佐藤尚武殿

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律
製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律(昭和二十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第一項中日本専売公社製造たばこの價格表を次のように改める。

日本専売公社製造たばこの價格表

種類	名称	標準規格		単位	價格
		型	品		
日付紙	朝日	長さ 八五ミリ 内周 二九ミリ	在來種葉たばこを用いた中級品	一〇本	一五円
両切紙	富士	長さ 七〇ミリ 内周 二七ミリ	黄色種葉たばこ八〇%以上を用いた上級品	一〇本	六〇円
同	ピース	長さ 七〇ミリ 内周 二六ミリ	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本	四〇円
同	光	同	黄色種葉たばこ五〇%以上を用いた上級品	一〇本	三〇円
同	新生	同	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた中級品	一〇本	二〇円
同	ゴールデン	長さ 七〇ミリ 内周 二四ミリ	黄色種葉たばこ二〇%以上を用いた下級品	一〇本	一五円
同	刻みたきよ	同	在來種葉たばこを用いた中級品	一〇本	二〇円
同	みのり	同	在來種葉たばこを用いた下級品	一〇本	一五円
同	富貴煙	同	細刻みくすの選別品	一〇本	一五円
パイプ	桃山	同	黄色種葉たばこを主原料とし特殊加工を施した上級品	一〇本	一五〇円

同	日光同	長さ 一八ミリ 内周 一七ミリ	マニラ葉を主原料とした中級品	五本 一五〇円
葉巻たばこ	アスト リヤ	長さ 一八ミリ 内周 一七ミリ	マニラ葉を主原料とした中級品	五本 一五〇円

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴睦
参議院議長 佐藤尚武殿

アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案
アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案
アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「アルコールに關する試験及び研究並びにこれらの」を「及びその」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
2 この会計に關する国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條に規定する国有財産をいう)及び物品(国有財産法の適用を受けない動産をいう)のうち、現に充當研究所の用に供しているものは、この法律施行の際、無償で一般會計へ所屬を移すことができるものとする。

3 前項の場合において、アルコール専売事業特別会計所屬の固定資産及び作業資産を無償で一般會計へ所屬を移したときは、その価額に相當する金額だけアルコール専売事業特別会計の固有資本の額を減少するものとする。

4 アルコール専売事業特別会計から一般會計への納付の特例に關する法律(昭和二十五年法律第三十号)第一項の規定による昭和二十八年度の納付金の計算に關する同法の適用については、同項中「毎會計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額」とあるのは、「昭和二十八年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額に關する法律(昭和二十八年法律第三十号)附則第三項の規定による固有資本の減少額に相當する金額を加えた金額」とする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
製塩施設法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

製塩施設法の一部を改正する法律案

製塩施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條中第三項を削り、第四項及び第五項をそれぞれ第五項及び第六項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。
一 塩田及び濃縮施設に係るもの
当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八
二 塩田防風施設に係るもの
當該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九
4 前項の地域は、その年ごとに公社の總裁が指定する。

第四條中「補助金の交付申請書」を「同条第二項の規定により計算した補助金の交付申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、その者が当該補助金の金額について前条第三項の規定の適用を受けようとするときは、復旧補助金交付申請書の外、災害が発生した年の翌年二月末日までに、高率補助金交付申請書を公社に提出するものとする。
第五條第一項中「復旧補助金交付申請書」の下に「又は高率補助金交付申請書」を加える。
第六條第二項中「第四項及び第五

昭和二十八年三月十一日 参議院會議録第三十三号 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外二件

項を「第五項及び第六項に」、「同条第四項を同条第五項に改める。」第十一條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は日本専売公社製造たばこの最高価格を定めて、その価格表の改正を内容とするものであります。その概要を申し上げますと、公社が昭和二十八年四月から新たに発売することになっている両切紙巻たばこ「富士」の最高価格を十本当り六十円とし、「朝日」「ピース」

「光」「桃山」及び「日光」の最高価格を、昭和二十六年に値下げを行なつた現在の小売価格に一致させ、又現在製造及び販売を廃止している「いこい」「ハッピー」「きんし」及び「のぞみ」の最高価格を公社製造たばこの価格表から削除いたすものとあります。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次にアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来、発酵研究はアルコール専売事業特別会計の負担において行われていたものであります。が、本案は、発酵研究

を総合的見地から運営し、発酵工業の育成を図る目的の下に、昭和二十八年度から一般会計の負担において行われることとしたし、これに伴ひ、発酵研究所の用に供している財産を一般会計に無償で譲渡せしめる等の必要の改正をしようとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。かくて質疑を終了し、討論に入り

ましたところ、木村精八郎委員から「アルコール専売制度については政府も研究することであるので、十分検討されるよう条件を付けて賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に製造施設法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、塩田等の災害復旧事業を行う際、原形復旧が著しく困難又は不適当なときは、これに代るべき施設を設ける必要があり、この場合、原形復旧に必要な金額を超過する部分、即ちいわゆる超過事業についての補助率は、現在一割低くなつておりますので、補助率についてかかる區別を取りやめ、超過事業費についても原形復旧と同じ率を適用することとし、又、その年に発生した災害により甚大な被害を受けた地域の災害復旧事業については、現行の補助率では事業施行者がその負担に堪えられない状況にありますので、国内製造を確保するため、災害復旧事業費が法令で定める額を超える場合には、その部分についての補助率を、塩田及び灌漑施設に係るものにあつては十分の八、塩田防災施設に係るものにあつては十分の九にそれぞれ引

上げることにしようとするものであります。

○審議の審議に当つては熱心な質疑応答が交わされましたが、その詳細は速記録によつて御承知をお願いいたします。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、小林委員より「この程度の助成では国の所期する国内塩の生産は確保できない。海岸線の變更により塩田を移行させるような場合等にも、もつと積極的な方途を講ぜられたら」と要望を付けて賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

○鹽田(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案、以上両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鹽田(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○鹽田(佐藤尚武君) 次に製造施設法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鹽田(佐藤尚武君) 賛成起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○鹽田(佐藤尚武君) 本日(三月十一日)の議事はこれにて終了いたしました。次会の議事は決定次第公報を以て御通知いたします。

○鹽田(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○鹽田(佐藤尚武君) 本日(三月十一日)の議事はこれにて終了いたしました。次会の議事は決定次第公報を以て御通知いたします。

○鹽田(佐藤尚武君) 本日(三月十一日)の議事はこれにて終了いたしました。次会の議事は決定次第公報を以て御通知いたします。

○鹽田(佐藤尚武君) 本日(三月十一日)の議事はこれにて終了いたしました。次会の議事は決定次第公報を以て御通知いたします。

○本日の會議に付した事件
一、日程第一 海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案
一、日程第二 水先法の一部を改正する法律案
一、日程第三 麻薬取締法案
一、日程第四 大麻取締法の一部を改正する法律案
一、日程第五 生活保護法の一部を改正する法律案
一、日程第六 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第七 アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第八 製造施設法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
伊達源一郎君 館 哲二君
竹下 豐次君 高橋 道男君
高木 正夫君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 杉山 昌作君
木下 辰雄君 河井 彌八君
片柳 風吉君 奥 むねお君
伊藤 保平君 飯島連次郎君
赤木 正雄君 山本 勇造君
三浦 良一君 村上 義一君
前田 辰雄君 溝口 三郎君
藤森 辰雄君 堀越 謙郎君
常岡 一朗君 堀川 宗敬君
小林 政夫君 田村 文吉君
郡 祐一君 小宮山常吉君
加藤 武雄君 岡田 信次君
木村 守江君 古池 信三君
大谷 望潤君 玉柳 實君
左藤 義詮君 徳川 頼貞君
黒田 英雄君

中川 以良君 川村 松助君
中山 壽彦君 小串 清一君
野田 卯一君 重宗 雄三君
安交 太蔵君 西川基五郎君
杉原 荒太郎君 秋山俊一郎君
石村 幸作君 高橋進太郎君
長島 銀藏君 上原 正吉君
愛知 一君 鈴木 恭一君
西郷吉之助君 北村 一男君
石原幹市郎君 前之園喜一郎君
中井 幸平君 大矢半次郎君
駒井 善平君 成瀬 徳治君
カニエ邦彦君 梅津 錦一君
門田 定蔵君 下條 恭兵君
高田なほ子君 吉田 貞治君
小泉 秀吉君 矢嶋 三義君
藤原 道子君 小林 亦治君
三橋八次郎君 羽生 三七君
菊川 孝夫君 千葉 信君
相馬 助治君 内村 清次君
栗山 良夫君 金子 洋文君
山田 節男君 野澤 勝君
山下 義信君 棚橋 小虎君
須藤 五郎君 上條 愛一君
鈴木 清一君 水橋 肇作君
鈴木 正君 池田七郎兵衛君
三好 始君 深川タメ君
菊田 七平君 東 隆君
山崎 恒君 鈴木 強平君
稻垣平太郎君 松浦 清一君
村尾 重雄君 岡村文四郎君
岩男 仁藏君 木内キヤウ君
西田 隆男君 曾根 益君
一松 定吉君 松原 彦彦君
谷口弥三郎君 大隈 信幸君
國務大臣 山縣 勝見君
厚生大臣 石井光次郎君
運輸大臣 大野秀次郎君
國務大臣 大野秀次郎君

政府委員
大蔵政務次官 愛知 一君
厚生省事務局長 鹿松 一郎君
海上保安庁長官 山口 伝君

定価 一部 十五円
(配送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三二(東京)
郵政省一〇〇〇〇(東京)